

(書 式 2 - 4)

市 役 所 等 公 的 機 関 に 対 す る 協 議 離 婚 届 不
受 理 申 出 通 知 書

協 議 離 婚 届 不 受 理 申 出 書

本 籍 ○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 番 地

住 所 ○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 番 ○ 号

夫 ○ ○ ○ ○

(昭 和 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日 生)

本 籍 夫 と 同 じ

住 所 夫 と 同 じ

妻 ○ ○ ○ ○

(昭 和 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日 生)

私 ○ ○ ○ ○ は、平成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日、
夫 と 子 供 の 教 育 方 針 を め ぐ っ て 口 論 に な り 一
時 の 感 情 で 夫 と の 協 議 離 婚 届 に 署 名 押 印 し て
し ま い ま し た 。

し か し、私 は、本 当 は 離 婚 す る つ も り は な
か っ た の で あ り、現 在 も 離 婚 す る 意 思 は ま っ
た く あ り ま せ ン。

今 後 6 か 月 間、夫 か ら 私 と の 間 の 離 婚 届 が
提 出 さ れ て も、こ れ を 受 理 し な い よ う に お 願
い い た し ま す 。

平成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日

○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 番 ○ 号

○ ○ ○ ○

○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 番 ○ 号

○ ○ 市長 ○ ○ ○ ○ 殿



解 説

(離婚届出不受理制度)

協議離婚は夫婦が離婚に合意し、離婚届を市区町村に届け出ることにより成立するが、離婚届出の受理に際しての市区町村長の審査は、形式的審査主義であるため、当事者の離婚意思の有無を調査していない。

そのため、当事者の一方の意思を無視して他方から一方的になされた離婚届出が受理されることがある。そこで、本人の意思に基づかない無効な届出の防止策として離婚届の不受理制度がある。書面で本籍地の市区町村に離婚届の不受理を願い出しておくこと離婚届は受理されない。不受理申出届出の有効期間は申出書の受付日から6か月とされているので、この期間が過ぎても、離婚届出が出されるおそれがある場合は再度不受理申出届出を出しておく必要がある。



Asahi Chuo